

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年4月15日

岡山県知事 伊原木 隆太



1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度EVの魅力発信事業（動画制作業務）
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度EVの魅力発信事業（動画制作業務）委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 岡山県環境文化部脱炭素社会推進課の指定する場所
- (5) 契約限度額（見積上限額）
2,250,600円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5 企画・製作（情報・通信サービスを除く）」、「小分類4 映画・ビデオ」であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県環境文化部脱炭素社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話(086)226-7297
FAX(086)231-8094

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書、様式等の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年4月15日(水)から令和8年5月1日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 4の契約条項を示す場所に同じ。
なお、岡山県環境文化部脱炭素社会推進課ホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/28/>

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年4月15日(水)から令和8年5月1日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出場所 4の契約条項を示す場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

エ 提出書類 様式第1号(技術提案参加資格確認申請書)

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、令和8年5月8日(金)までにその旨を通知する。この通知を受けた者はこの技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記(4)ウの宛先に電子メール又はFAXする方法により、不適合理由の説明を求める書面を提出することができる。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和8年4月15日(水)から令和8年5月1日(金)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 方法 「令和8年度EVの魅力発信事業(動画制作業務)技術提案に関する質問・回答書」(様式第2号)により電子メール又はFAXにより行うこと。

なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

※電子メールの件名は「EV動画/質問書」とすること。

ウ 宛先 岡山県環境文化部脱炭素社会推進課
FAX(086)231-8094

電子メール送信先 datsutanso@pref.okayama.lg.jp

※電子メール又はFAX送信後は、宛先に届いていることを電話で必ず確認すること。

確認用電話番号 086-226-7297

(閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで)

- エ 回答方法 本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。
- オ その他 技術提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、「令和8年度EVの魅力発信事業（動画制作業務）技術提案書等作成要領」（別紙）により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期限 令和8年5月21日（木）午後5時（必着）
- イ 提出場所 上記4の契約条項に示す場所に同じ
- ウ 提出書類
- | | |
|-----------------------------|----|
| 提案書（様式第3号） | 1部 |
| 事業企画書（様式任意（社名やロゴ等を記入しないこと）） | 4部 |
| 見積書（様式任意） | 1部 |
| その他参考資料（必要に応じて） | 4部 |
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(2) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類については、次のとおり説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

- ア 説明日 令和8年5月25日（月）（時刻等の詳細は別途連絡する。）
- イ 説明時間 20分（時間の超過は認めない）。このほか、岡山県からの質疑及びこれに対する技術提案者からの応答の時間を設ける。
- ウ 説明会場 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁内会議室（予定）

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 委託候補者の選定

別に定める技術提案書審査要領に基づき、上記6による書類の内容及びプレゼンテーションの内容により得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。

なお、委託候補者に選定されたか否かについては、令和8年5月28日（木）までにFAX等で通知する。

(2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県と協議の

上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

8 不適合事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)アの期限までに所定の技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6の(1)アの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 見積書が、上記1の(5)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案者が、上記6の(2)に規定する説明を行わなかったとき。
- (5) 提案書等に不足又は虚偽若しくは不正があったとき。
- (6) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる資格を喪失したとき。
- (7) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配付については、この限りでない。
- (2) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (3) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 審査の過程において、追加資料を求めることがある。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 提案書等について、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）に基づく開示請求があった場合は、同条例及び岡山県行政情報公開条例施行規則（平成8年岡山県規則第43号）に基づき取り扱うこととする。
- (9) 技術提案参加者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合は、参加を無効とする。
- (10) 委託候補者決定後、委託内容の一層の充実を図るため、県と委託候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (11) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(13) 著作権等に関する事項

ア 提案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は県に帰属する。

イ 提案者は、県に対し、技術提案者が提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ県に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

令和8年度EVの魅力発信事業（動画制作業務）技術提案書等作成要領

1 事業企画書の作成

事業企画書は、次の項目を最低限、網羅する内容を記載の上、提出してください。様式は問いませんが、書類はA4版で作成してください。

また、社名やロゴ等は記載しないでください。

<記載事項>

- ① ねらい
 - ・本業務における主とした「ねらい」と、どういうところに力点を置いたものにするか明示すること。
- ② 実施体制
 - ・本業務のスタッフ（責任者、担当者等）を記載した体制図を作成すること。
 - ・責任者、担当者等について、その所属、氏名、実務経験、本業務実施に当たっての役割等を併せて記載すること。
 - ・年間実施スケジュール及び動画1本当たりの工程並びに当該作業に係る日数等を示すこと。
- ③ 内容
 - ・制作する動画の構成や内容、コンセプト等の案について、具体的に記載すること。
 - ・視聴者の興味を引き付け、飽きさせない工夫について記載すること。
- ④ 業務実績
 - ・過去に地方自治体の施策をPRする事業を受託し、動画の制作を実施したことがある場合には、過去5年以内の主要なものの実績（3件程度）がわかる資料を添付するか、内容を記載すること。
- ⑤ 独自提案
 - ・本事業の趣旨を踏まえ、事業効果を高めるための独自提案がある場合は、記載すること。

2 その他

見積書（様式任意）には、経費区分（人件費、旅費、一般管理費等）ごとの所要経費を積算し、その積算根拠を添付して提出してください。

限度額は、2,250,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）です。

<審査基準>

評価項目	内 容	配点
ねらい	・趣旨や業務内容等を正しく理解した提案であるか。	5
実施体制	・業務が円滑に遂行できる体制（人員配置、手順、期間等）が適切に設定されているか。	5
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴者の興味を引き付け、動画を見ようと思えるコンテンツとなっているか。 ・動画の内容は、EVの魅力をわかりやすく伝え、購入意欲を喚起するものになっているか。 ・動画の内容は、一般的に思われているEVの誤解を払拭する内容となっているか。 ・最後まで飽きることなく動画を見続けさせる工夫があるか。 	70
業務実績	・これまでに同様の事業実績はあるか。	5
独自提案	・本事業の趣旨を踏まえ、事業効果を高めるための独自提案があるか。	10
見積額	・見積額は適切か。	5
合 計		100